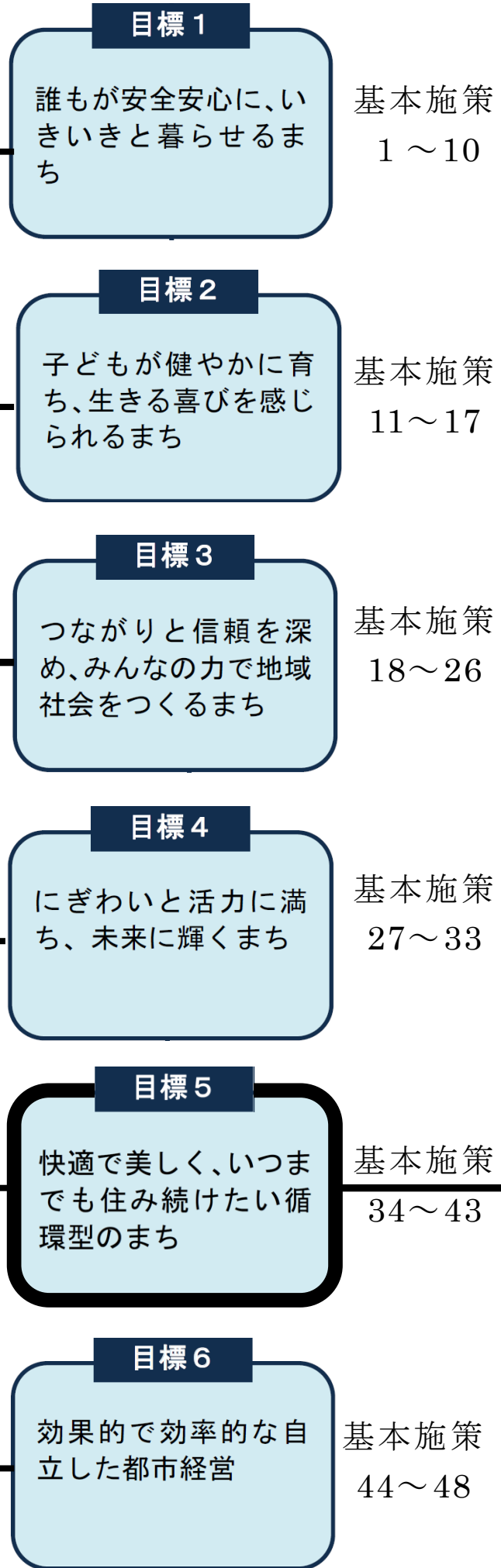


【将来像】人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市



基本施策 38

緑豊かな都市環境をつくる

めざすまちの姿

緑豊かで魅力的な都市景観が形成されている (行政)

実現への 役割期待度	個人・家庭	市民活動団体	企業・事業所等	市	県・国
	17.7	19.6	19.0	23.6	20.0

成果指標	現状値	めざそう値	
		5年後	10年後
美しい街並みだと思っている人の割合 (%)	48.3	54	61
地域団体が協力して管理する公園（ちびっこ広場を含む）の数（か所）	391	400	410
緑化されている市道の総延長（km）	61.8	64.8	68.7

現状・課題

近年、環境に対する市民の関心の高まりとともに、やすらぎと魅力ある都市景観形成への期待も大きくなっています。

本市は、平成6年に都市景観条例<sup>※1</sup>を制定し、魅力ある景観形成に取り組んできましたが、平成17年に景観法が施行され、自治体の取り組むべき景観行政が一層明確になりました。

都市の景観形成は、息の長い地道な活動や地域と協働した取組が必要であることから、景観に対する市民の意識をさらに高揚するとともに、公共事業においても景観に配慮した緑化や施設デザインを検討していく必要があります。

本市には、平成18年度末現在261か所の公園（県営公園を含む）があり、市民1人あたりの面積は、11.2㎡と全国的にも高い水準にあります。また、ふれあい緑道を始め内津川緑地、高森台緑地の緑のネットワークや都市緑化植物園など、木々や草花に親しめるよう整備を積極的に進めてきました。

今後も平成15年に策定した緑の基本計画<sup>※2</sup>に掲げる「都市の中の緑とオープンスペースの保全と創出」をめざし、緑あふれるまちづくりを市民と協働して進めていくことが必要です。

施策推進に向けて

(1) 都市景観形成の推進

- 都市景観形成地区や地区計画<sup>※3</sup>の指定、違反屋外広告物の除却などにより、美しい街並みの形成に努めます。
- 河川を活かした水と緑の景観形成や緑に親しめる歩行者空間づくり、並木づくりなど、緑のネットワークの形成に努めます。